

養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書 及び販売確認申出書に係る事務手続要領

[平成 26 年 4 月 22 日付け]

[26 農畜機第 364 号]

養豚経営安定対策事業実施要綱（平成 22 年 5 月 14 日付け 22 農畜機第 762 号。以下「要綱」という。）第 4 の 1 の（2）に基づき「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」（以下「確認書」という。）を様式第 1 号のとおり定めたので、平成 26 年度において本事業の参加継続を希望する養豚事業者は、下記により提出してください。

また、要綱第 4 の 2 の（5）の ア に基づき肉豚の販売を証する書類の提出期限を定めたので、事業継続参加が確認された養豚事業者は、下記により「販売確認申出書」を提出してください。

記

- 1 対象年度
平成 26 年度
- 2 対象養豚事業者
平成 25 年度において本事業に参加した養豚事業者
- 3 提出書類
 - (1) 全員共通
 - ・養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書（様式第 1 号）
 - ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートの写し（様式第 1 号の 2）※
 - (2) 配合飼料を利用している者のみ提出
 - ・平成 26 年度における配合飼料の価格差補てんに関する数量契約の写し ※
 - (3) 申込者の氏名又は法人組織名に変更があった者のみ提出
 - ・養豚経営安定対策事業に係る変更届出
 - (4) 法人の概要に記載する内容に変更がある者のみ提出
 - ・法人の概要（様式第 1 号の 1） ※
 - ・変更内容を示す書類として以下を添付
 - 〔 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
 - 〔 株主に関する記載内容に係る書類等

※印の書類については、平成 26 年度養豚経営安定対策補完事業に係る参加申込手続において提出された場合、本事業における提出を省略できます。

(注意)：別添の記載方法に従って記載してください。また、鉛筆ではなく、ボールペン等を使用し、楷書で見やすく記載してください。なお、提出された書類は返却しませんので、写しを取って保存してください。

4 平成 26 年度事業対象頭数

以下のいずれか多い頭数を上限として設定してください。

①平成 25 年度の事業対象頭数

②平成 25 年度の販売実績頭数に 100/105 を乗じた頭数

ただし、平成 25 年度の販売実績頭数が 2,000 頭未満の者は、平成 25 年度の販売実績頭数に 100/100 を乗じた頭数

5 平成 26 年度生産者負担金単価

500 円／頭

6 提出期限

平成 26 年 5 月 30 日（金）（消印有効）

7 確認結果の通知

機構は、養豚事業者の確認書（必要な事項の記載、添付書類など）が、要綱の要件に合致しているか等について審査し、速やかに事業対象頭数等通知書にて結果を通知します。

8 事業を継続しない場合

参加継続を希望しない場合は、「養豚経営安定対策事業参加辞退届出書」（様式第 2 号）を提出する必要がありますので、機構又は 13 の問い合わせ先県団体までご連絡ください。

9 確認書の内容の変更

確認書で届け出た内容に変更があった場合、速やかに「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書（変更後）」（様式第 3 号）を提出してください。

複数の都道府県に農場を保有し、都道府県別事業対象頭数を年度途中で変更する場合は、変更に係る頭数の出荷を行う前に届け出てください。なお、その他負担金（県、農協等からの補助）が関係する都道府県において都道府県別事業対象頭数を変更する場合、関係者の了承を得る必要がありますので、機構まで速やかにご相談ください。

10 販売確認申出書の提出

事業の継続参加が確認された養豚事業者は、以下の期日までに、事業対象肉豚の販売を行ったことを証する書類とともに、「販売確認申出書」(様式第4号)を提出してください。

一括補てん(従来方式)を選択した者 : 翌月20日必着
早期補てんを選択した者 : 四半期の最終月 翌月10日必着
それ以外の月 翌月20日必着

11 その他

- (1) 提出は、「郵送等」又は「持参」とします。
なお、委託先経由で提出することもできます。
- (2) 事業の参加要件については、要綱に記載があります。参加要件を確認の上、確認書を作成してください。
本事業には大企業は参加することができませんのでご注意ください。なお、大企業の定義については、別添資料3及び要綱に記載がありますので、ご確認ください。
- (3) この手続については、13の問い合わせ先県団体等にお問い合わせいただいても構いません。
- (4) 確認書は住所、氏名等、当方で把握している事項を一部記載したものを作成しておりますが、内容に変更がある場合は、確認書に変更後の内容を記載して提出してください。

12 提出先・問合せ先

提出先 : 〒106-8635

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

alic 養豚課

問合せ先 : 同上

電話 : 03-3583-1150~1154

ファクシミリ : 03-3586-5200

eメール : yoton@alic.go.jp

※注意 : 郵便の場合、機構の個別郵便番号106-8635があれば住所の記載は省略できます。

13 問い合わせ先県団体等

	団体名	電話番号
北海道	独立行政法人農畜産業振興機構	03-3583-1150~1154
青森県	一般社団法人青森県畜産協会	017-718-3809
岩手県	公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	019-651-9634
宮城県	一般社団法人宮城県畜産協会	022-298-8473
秋田県	全国農業協同組合連合会秋田県本部	018-864-2505
山形県	公益社団法人山形県畜産協会	023-634-8166
福島県	福島県養豚協会	024-523-4622
茨城県	独立行政法人農畜産業振興機構	03-3583-1150~1154
栃木県	公益社団法人栃木県畜産協会	028-664-3633
群馬県	公益社団法人群馬県畜産協会	027-220-2365
埼玉県	一般社団法人埼玉県畜産会	048-536-5281
千葉県	ナイスポークチバ推進協議会	043-241-3851
東京都	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
神奈川県	一般社団法人神奈川県養豚協会	046-238-2502
新潟県	公益社団法人新潟県畜産協会	025-234-6782
富山県	公益社団法人富山県畜産振興協会	076-451-2480
石川県	公益社団法人石川県畜産協会	076-287-3635
福井県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
山梨県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
長野県	独立行政法人農畜産業振興機構	03-3583-1150~1154
岐阜県	一般社団法人岐阜県畜産協会	058-273-9205
静岡県	静岡県養豚協会	054-274-0001
愛知県	一般社団法人愛知県養豚協会	052-961-6644
三重県	一般社団法人三重県畜産協会	059-213-7513
滋賀県	一般社団法人滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345
京都府	公益社団法人京都府畜産振興協会	075-681-4280
大阪府	一般社団法人大阪府畜産会	06-6941-1351
兵庫県	公益社団法人兵庫県畜産協会	078-381-9362
奈良県	奈良県養豚農業協同組合	0743-59-0234
和歌山県	一般社団法人日本養豚協会	03-3370-5473
鳥取県	公益社団法人鳥取県畜産推進機構	0857-21-2756
島根県	公益社団法人島根県畜産振興協会	0852-24-8219
岡山県	一般社団法人岡山県畜産協会	086-234-5981
広島県	一般社団法人広島県畜産協会	082-244-1783
山口県	公益社団法人山口県畜産振興協会	083-973-2725
徳島県	公益社団法人徳島県畜産協会	088-634-2680
香川県	公益社団法人香川県畜産協会	087-870-6525
愛媛県	公益社団法人愛媛県畜産協会	089-948-5369
高知県	一般社団法人高知県配合飼料価格安定基金協会	088-893-5881
福岡県	公益社団法人福岡県畜産協会	092-641-8723
佐賀県	公益社団法人佐賀県畜産協会	0952-24-7121
長崎県	一般社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会	095-820-2196
熊本県	公益社団法人熊本県畜産協会	096-369-7820
大分県	公益社団法人大分県畜産協会	097-545-6593
宮崎県	公益社団法人宮崎県畜産協会	0985-41-9303
鹿児島県	公益社団法人鹿児島県畜産協会	099-258-5662
沖縄県	公益財団法人沖縄県畜産振興公社	098-855-1129

養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書(平成26年度)

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

前年度に引き続き養豚経営安定対策事業を実施したいので、下記のとおり申込内容を確認し提出します。

- 1 ※記入済みの箇所は内容をご確認ください。訂正のある場合は二重線(=)で訂正の上、訂正印を押してください。
□についてはレ点をご記入ください。

申込年月日	平成 年 月 日	生産者ID		
養豚事業者	フリガナ	㊟		
	申込者の氏名 又は 法人組織名			
	フリガナ			
	代表者氏名 (法人組織のみ)			
	住 所	(〒 -)	都道 府県	市区 町村
	電 話	- -	F A X	- -
	携帯電話等	- -	eメールアドレス	@
経営形態	<input type="checkbox"/> 一貫経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営			

注: 補てん金の振込確認等で機構から連絡する場合がありますので、固定電話以外に、連絡の取りやすい 携帯電話番号、農場の電話番号、eメールアドレス等をご記入ください。

- 2 ※記入済みの箇所は内容を確認し、必要事項をご記入ください。

① 平成25年度 事業対象頭数 (年度当初の設定頭数)	② 平成25年度 販売実績頭数 (機構確認済み頭数)	③ ②に係数を乗じた 頭数 =②×係数 100/105 ②が2,000頭未満の場合 =②×係数 100/100	④ 平成26年度 上限頭数 ※①又は③の多い方	⑤ 平成26年度 事業対象頭数 ※④を上限として任意 に決めてください。

※⑤の平成26年度事業対象頭数をもとに、都道府県別事業対象頭数を設定してください。

都道府県						合計 ※上の⑤と一致
頭数						

注: 肉豚を肥育し、出荷したものであって、損益が帰属するものに限りします。

①の平成25年度の事業対象頭数は、養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書により報告された事業対象頭数です。

②の平成25年度の販売実績頭数は、販売確認申出書に記載された販売実績頭数で、証拠書類により機構が確認できた頭数です。

③は、平成25年度と平成20年度の頭数と対比した係数を②に乗じた頭数です。②が2,000頭以上の場合における係数は100/105、②が2,000未満の場合における係数は100/100とします。

④について、①と③を比較して多いほうが平成26年度事業対象頭数の上限となります。

⑤には、平成26年度の事業対象頭数を記入して下さい。平成26年度の事業対象頭数は④の上限頭数以下であれば任意で設定できます。

ここで記入された事業対象頭数分の生産者負担金は、実際の販売頭数に関わらず納付していただきます。この頭数を事業年度の途中で変更することはできませんのでご注意ください。

機構使用欄

⇒裏面へ続く

3 ※確認の上口にレ点をご記入ください

配合飼料価格安定基金の加入状況			
平成 26 年度における加入状況		<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
平成 25 年度における加入状況		<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
加入基金名	<input type="checkbox"/> 全農基金	<input type="checkbox"/> 畜産基金	
	<input type="checkbox"/> 商系基金		
平成 25 年度に加入している場合であって、平成 26 年度に加入していない場合は、その理由			

※平成 26 年度における配合飼料の価格差補てんに関する数量契約の写しを添付してください。
 ※別添資料 4 (P14) をご参照ください。

4 ※下記のいずれかに取組むよう努めます。

※確認の上口にレ点をご記入ください。

耕畜連携の取組意向	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

又は

5

エコフィードの取組意向	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

注：事業参加要件は耕畜連携やエコフィードの活用の取組に努めようとする事となっています。

6 ※確認の上口にレ点をご記入ください

環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

※直近の点検シート(様式第 1 号の 2)の写しを添付してください。

7 ※確認の上口にレ点をご記入ください

法人経営の概要の変更の有無(法人経営のみ記入)	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

※有の場合は法人の概要(様式 1 号の 1)及びその添付書類を添付してください。

8 ※確認の上口にレ点をご記入ください

事務委託の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

※事務を委託する場合は、11、12 の欄(次ページ)をご記入ください。

9 ※確認の上、選択するいずれかの方法口にレ点をご記入ください

補てん金の交付方法		負担金の納付方法		
一括補てん(従来のスケジュール) <input type="checkbox"/>	⇒	振込 <input type="checkbox"/>	代行納付 <input type="checkbox"/>	自動引落 <input type="checkbox"/>
早期補てん(*注 1~4 を確認) <input type="checkbox"/>	⇒	振込 <input type="checkbox"/>	代行納付 <input type="checkbox"/>	

注 1：補てん金の交付方法は、年度の途中で変更することはできません。

注 2：早期補てんは、販売確認申出書の早期提出と見込みの補てん金単価の活用により、従来のスケジュールと比べて最大で約 1 か月補てん金の交付を早期化するものです。補てん金は、まず、見込みの補てん金単価により支払を行い、補てん金単価の確定後、見込の単価による交付額との差額を支払います。

注 3：早期補てんを選択した場合でも、販売確認申出書の提出、生産者負担金の納付(その他負担金含む)、交付申請書の提出等必要な手続の期限が守られなかった場合や、財源が十分でない場合等、早期補てんを行えないことがあります。詳細は、別添資料 1 (P11) の「補てん金の早期支払に関する留意事項」をご確認ください。

注 4：早期補てんを選択した場合、生産者負担金納付について自動引落はできません。

注 5：負担金の納付方法の「代行納付」とは、事務委託先が養豚事業者に代わって機構に納付するものです。

10 ※確認の上口にレ点をご記入ください

参加継続にあたっての確認事項等
① この確認書の内容に誤りのないこと。
② 別添資料 2 (P12) の「個人情報の取扱い」に記載された内容
③ 養豚経営安定対策事業実施要綱の規定に基づき事業を実施し、これに違反した場合及び虚偽の書類を申請した場合には、事業参加を取り消されることがあること。
④ 事業実施期間終了時の養豚基金の残高は、拠出者に返還されないこと。
⑤ 事業参加を辞退した場合及び参加を取り消された場合、養豚補てん金を受け取ることができないことまた、納付済みの生産者負担金は返還されないこと。
⑥ 畜産関係法令その他の法令への違反等により公訴を提起された場合、速やかに機構に報告すること。
上記について確認し同意しました <input type="checkbox"/>

※申請等事務を委託する場合のみご記入ください。

養豚経営安定対策事業の申請等事務については、次の者に委託して実施します。

11 ※下記に必要事項をご記入ください。

申請等事務委託先	フリガナ			
	委託先の氏名 又は 法人組織名			
	フリガナ			
	代表者氏名 (法人組織のみ)			
	フリガナ			
	担当者氏名			
	住所	(〒 -)	都道 府県	市区 町村
	電 話	- -	F A X	- -
	携帯電話	- -	eメールアドレス	@

12 ※確認の上口にレ点をご記入ください。

事務委託した内容	チェック欄
1. 確認書の作成支援及び独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)への送付	<input type="checkbox"/>
2. 事業対象肉豚の販売確認申出書の作成支援及び機構への送付	<input type="checkbox"/>
3. 補助金の交付手続に係る申請書類の作成助言及び機構への送付	<input type="checkbox"/>
4. 生産者負担金の機構への送金	<input type="checkbox"/>
5. 提出書類の内容等に関する機構からの照会、問い合わせの対応	<input type="checkbox"/>
6. 機構からの調査、報告依頼の対応	<input type="checkbox"/>
7. 事業に係る帳簿及び関係書類の整備保管	<input type="checkbox"/>
8. 事業に係る会計検査院の実施する会計実地検査の立会	<input type="checkbox"/>

法人の概要

※ 前年度と記載内容に変更がある場合のみご提出ください。(提出にあたっては、全項目記載してください。)

1	法人名					
2	法人の種類	<input type="checkbox"/> 農業協同組合	<input type="checkbox"/> 農協連	<input type="checkbox"/> 農事組合法人	<input type="checkbox"/> 合同・合名・合資会社	<input type="checkbox"/> 株式会社
		<input type="checkbox"/> 特例有限会社	<input type="checkbox"/> (一般・公益)社団法人	<input type="checkbox"/> (一般・公益)財団法人	<input type="checkbox"/> その他	
3	①資本の額又は出資の総額(千円)					
	②常時使用する従業員の数(人)					
	③株主の氏名又は名称及び構成割合 (上位から累計50%以上までの者を記載)	1	%	4	%	
		2	%	5	%	
3		%	6	%		
3の③の構成割合で単独で50%以上を占める法人がいる場合は、その法人の概要						
4	①資本の額(千円)					
	②常時使用する従業員の数(人)					
	③株主の氏名又は名称及び構成割合 (上位から累計50%以上までの者を記載)	1	%	4	%	
		2	%	5	%	
3		%	6	%		
4の③の構成割合で単独で50%以上を占める法人がいる場合は、その法人の概要						
資本の額(千円)						
常時使用する従業員の数(人)						

※申込法人の履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し、株主に関する記載内容に係る書類等に変更があった場合は、変更後のものを添付してください。

※事業参加の可否については、別添資料3(P13)をご参照ください。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次の点検まで保存します。

チェック欄

1	<p>家畜排せつ物法の遵守</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行</p> <p>家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。</p>	<input type="checkbox"/>
3	<p>家畜排せつ物の利活用の推進</p> <p>循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、污水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>環境関連法令への適切な対応</p> <p>循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</p>	<input type="checkbox"/>
5	<p>エネルギーの節減</p> <p>温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>新たな知見・情報の収集</p> <p>環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 平成 年 月 日
 点検者 印

取組（例）

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

家畜排せつ物法	<p>◎ 家畜排せつ物法に基づく管理基準（家畜排せつ物法施行規則第1条第1項）の適用対象規模（家畜排せつ物法施行規則第1条第2項）に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。</p> <p>(参考)管理基準（法施行規則第1条第1項）</p> <p>ア 構造設備に関する基準</p> <p> a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料（不浸透性材料）で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。</p> <p> b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。</p> <p>イ 管理方法に関する基準</p> <p> a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。</p> <p> b 管理施設の定期的な点検を行う。</p> <p> c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。</p> <p> d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。</p> <p> e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。</p>
悪臭・害虫の発生	<p>◎ 家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃等に努める。</p> <p>◎ 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。</p>
排せつ物利活用	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。</p> <p>② 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者（他の農業者を含む。）への譲渡（無償・有償を問わない。）等を行う。</p> <p>③ 上記①や②が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。</p> <p>④ 地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。</p>
環境法令	<p>◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。</p> <p>◎ 臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。</p>
エネルギーの節減	<p>◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。</p> <p>① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。</p> <p>② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。</p> <p>③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。</p> <p>④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。</p>
知見・情報の収集	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 都道府県（普及指導センター等）、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。</p> <p>② 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。</p>

補てん金の早期支払に関する留意事項

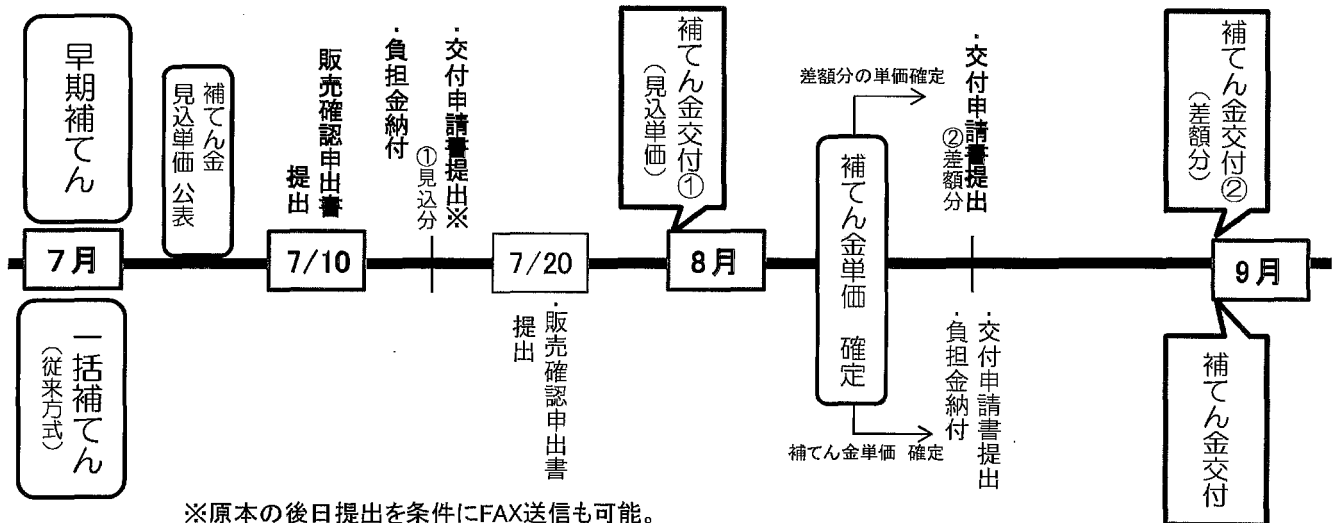
確認書（裏面）の9補てん金の交付方法において、早期補てんを選択する場合、以下をよく確認し、了承した上で選択してください。

■「早期補てん」とは

補てん金単価が確定する前に、見込単価により従来よりも早期に補てん金を交付するものです。見込単価と確定した単価との差額は、単価が確定した時に追加で交付します。

早期に交付するため、生産者の方においても、手続の早期化にご協力ください。

<仮に第1四半期に補てんがある場合のスケジュール(イメージ)>



***** 留意事項 *****

- ① 補てん金の交付方法は、年度途中で変更することはできません。
- ② 早期補てんの場合、生産者負担金の自動引落は選択できません。
- ③ 補てん金を早期に交付するため、従来と手続きの期限や回数が異なります。

	(一括補てん)		(早期補てん)
販売確認申出書の提出期限：	翌月20日必着	→	四半期最終月 翌月10日必着
生産者負担金の納付期限：	2～3週間	→	1～2週間
生産者負担金の納付方法：	自動引落可	→	自動引落不可
交付申請書の提出期限：	2～3週間	→	1～2週間
交付申請書の提出回数：	1回	→	2回
補てん金の交付回数：	1回	→	2回

- ④ 場合によっては、早期補てんを行えないことがあります。
 - ・販売確認申出書や交付申請書の提出が遅れた場合
 - ・生産者負担金（県費補助等その他負担金含む）の納付が遅れた場合
 - ・見込単価水準が低い場合
 - ・基金の財源が十分でない場合等 ※一括補てん（従来方式）での交付となります。

※以上のことを確認し、補てん金交付方法を選択してください。

「個人情報の取扱い」

以下の「個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、同意される場合は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書(平成 26 年度)」の 10「参加継続にあたっての確認事項等」の欄にレ点を必ずご記入ください。

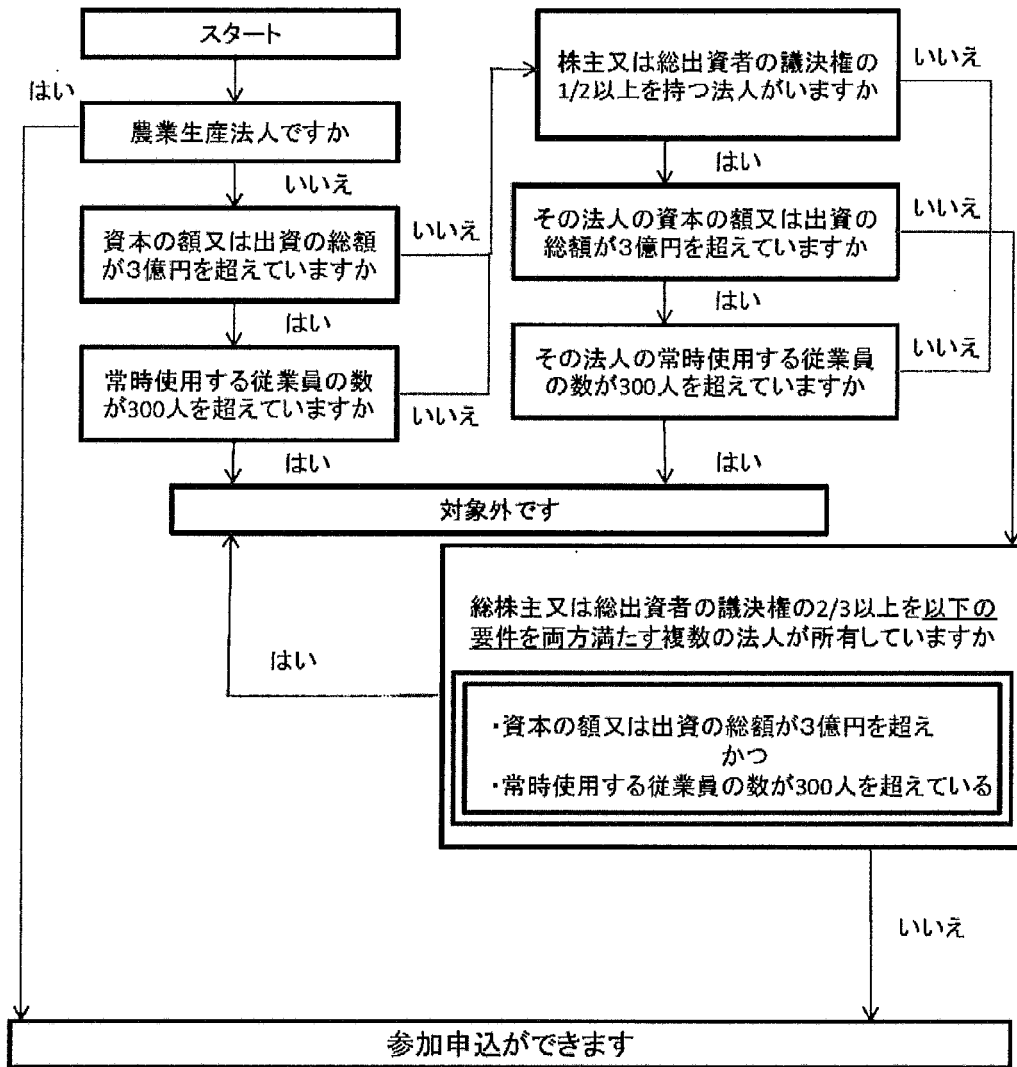
養豚経営安定対策事業の補助金の交付に係る 個人情報の取扱いについて

独立行政法人農畜産業振興機構は、養豚経営安定対策事業の補助金を交付するために、養豚事業者から提出された確認書等に記載された個人情報について関係法令に基づき適正に管理し、本事業の補てん金の交付に係る交付事務及び経営安定に関する業務のために利用します。

また、独立行政法人農畜産業振興機構は、関係法令に基づく提供のほか本事業補助金の交付のため、本事業の申込書等に記載された内容を参加者の関係する次の関係機関（注）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

関係機関 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ① 機構の周知等業務委託先(県団体等) ② 都道府県 ③ 市町村 ④ 公益社団法人配合飼料供給安定機構、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金(全農基金)、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金(畜産基金)、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金(商系基金) ⑤ 農業協同組合連合会、農業協同組合 ⑥ 一般社団法人都道府県配合飼料価格安定基金協会 ⑦ 一般社団法人日本養豚協会 ⑧ 申請等事務委託先(委託を行っている場合) ⑨ その他負担金の拠出者
-------------	--

「法人の事業参加の可否について」



(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。



25生畜第2237号

平成26年3月28日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 佐藤 純二 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

畜産業振興事業におけるクロスコンプライアンスの実施について

このことについては、「配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置の導入について」（平成20年3月24日付け19生畜第2292号農林水産省生産局長通知）により対応いただいているところですが、平成26年度においても下記により御協力をお願いするとともに、対象事業の円滑な実施について、関係機関等への周知及び指導をよろしくお願いいたします。

記

1 対象事業

別紙1のとおり

2 措置内容

対象事業に参加しようとする畜産経営を営んでいる者又は畜産経営を営んでいる者を含む集団（組合等）に属する畜産経営を営んでいる者であって、配合飼料を利用し平成25年度に配合飼料価格安定制度に加入している者は、引き続き平成26年度において同制度に加入していることを別紙2により確認する。

- 配合飼料価格安定制度への継続加入を参加要件(クロスコンプライアンスの実施対象)とする畜産業振興事業(平成26年度)

No.	事業名	備考
1	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	
※ 2	養豚経営安定対策事業	
3	酪農生産基盤維持緊急支援事業	
4	牛群検定システム高度化支援事業	(酪農経営安定対策補完事業のうち)
5	新規参入円滑化等対策事業	(肉用牛経営安定対策補完事業のうち)
6	中核担い手育成増頭推進	(肉用牛経営安定対策補完事業のうち)
7	優良繁殖雌牛導入支援	(肉用牛経営安定対策補完事業のうち)
8	繁殖基盤の整備	(肉用牛経営安定対策補完事業のうち)
9	繁殖性向上	(肉用牛経営安定対策補完事業のうち)
10	地方特定品種の特徴を生かした取組支援	(肉用牛経営安定対策補完事業のうち)
11	離島及び山振地域における肉用牛振興	(肉用牛経営安定対策補完事業のうち)
12	肉用牛流通促進対策事業	(肉用牛経営安定対策補完事業のうち)
13	食肉卸売市場機能強化事業	(食肉流通改善合理化支援事業のうち)
14	畜産高度化支援リース事業	
15	畜産特別支援資金融通事業	
16	飼料自給力強化支援事業	
17	畜産収益力向上緊急支援リース事業	

- 配合飼料価格安定制度への加入状況による補助事業有資格者判定表

パターン	H25	H26	有資格者	確認の方法	備考
1	加入	加入	○	・26年度の数量契約書のコピーを申請書に添付することにより確認。	
2	未加入	加入	○	・26年度の数量契約書のコピーを申請書に添付することにより確認。	
3	未加入	未加入	○	・未加入である旨の自己申告書を申請書に添付することにより確認。	
4	加入	未加入	○	・自給飼料への転換等の合理的な理由がある旨の自己申告書を申請書に添付することにより確認。	
5	加入	未加入	×	・原則補助要件外 (虚偽の申請を行った場合は補助金返還となる。)	

※要件化は審査要件とする。

※パターン1、2の数量契約の確認については、配合飼料価格安定基金及び県基金協会、農協等の基金の契約事務を行っている者による数量契約確認書の添付でも可とする。

養豚経営安定対策事業参加辞退届出書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住所

養豚事業者氏名 (法人名)

㊦

養豚事業者ID

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で、養豚経営安定対策事業の事業実施主体として事業の参加を承認されましたが、今般、下記の理由により、事業への参加を辞退したいので届出します。

なお、今後の当該事業への参加に当たっては、事業実施期間(平成 ~ 年度)の途中加入が出来ないことについて了承しておりますので申し添えます。

記

1 辞退理由

2 権利の承継の有無

有

無

※ 養豚経営安定対策事業実施要綱(平成22年5月14日付け22農畜機第762号)第4の2の(3)に基づき事業対象肉豚に係る権利義務を他者に承継したい場合は「有」に○をつけ、別途「権利義務の承継についての承認申請書」を提出すること。

養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書(平成26年度)

(変更後)

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

参加要件・事業対象頭数確認書(平成26年度)について、以下の内容に変更しましたので提出します。

- 1 ※記入済みの箇所は内容をご確認ください。訂正のある場合は二重線(=)で訂正の上、訂正印を押してください。
□についてはレ点をご記入ください。

申込年月日	平成 年 月 日	生産者ID		
養豚事業者	フリガナ	Ⓜ		
	申込者の氏名 又は 法人組織名			
	フリガナ			
	代表者氏名 (法人組織のみ)			
	住 所	(〒 -) 都道 府県 市区 町村		
	電 話	- -	F A X	- -
	携帯電話等	- -	eメールアドレス	@
	経営形態	<input type="checkbox"/> 一貫経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営		

注：補てん金の振込確認等で機構から連絡する場合がありますので、固定電話以外に、連絡の取り易い 携帯電話番号、農場の電話番号、eメールアドレス等をご記入ください。

- 2 ※記入済みの箇所は内容を確認し、必要事項をご記入ください。

① 平成25年度 事業対象頭数 (年度当初の設定頭数)	② 平成25年度 販売実績頭数 (機構確認済み頭数)	③ ②に係数を乗じた 頭数 =②×係数 100/105 ②が2,000頭未満の場合 =②×係数 100/100	④ 平成26年度 上限頭数 ※①又は③の多い方	⑤ 平成26年度 事業対象頭数 ※④を上限として任意 に決めてください。

※⑤の平成26年度事業対象頭数をもとに、都道府県別事業対象頭数を設定してください。

都道府県					合計 ※上の⑤と一致
頭数					

注：肉豚を肥育し、出荷したものであって、損益が帰属するものに限りします。

①の平成25年度の事業対象頭数は、養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書により報告された事業対象頭数です。

②の平成25年度の販売実績頭数は、販売確認申出書に記載された販売実績頭数で、証拠書類により機構が確認できた頭数です。

③は、平成25年度と平成20年度の頭数と対比した係数を②に乗じた頭数です。②が2,000頭以上の場合における係数は100/105、②が2,000未満の場合における係数は100/100とします。

④について、①と③を比較して多いほうが平成26年度事業対象頭数の上限となります。

⑤には、平成26年度の事業対象頭数を記入して下さい。平成26年度の事業対象頭数は④の上限頭数以下であれば任意で設定できます。ここで記入された事業対象頭数分の生産者負担金は、実際の販売頭数に関わらず納付していただきます。この頭数を事業年度の途中で変更することはできませんのでご注意ください。

機構使用欄

⇒裏面へ続く

3 ※確認の上口にレ点をご記入ください

配合飼料価格安定基金の加入状況		
平成 26 年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
平成 25 年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
加入基金名	<input type="checkbox"/> 全農基金	<input type="checkbox"/> 畜産基金
	<input type="checkbox"/> 商系基金	
平成 25 年度に加入している場合であって、平成 26 年度に加入していない場合は、その理由		

※平成 26 年度における配合飼料の価格差補てんに関する数量契約の写しを添付してください。
※別添資料 4 (P14) をご参照ください。

4 ※下記のいずれかに取組むよう努めます。

※確認の上口にレ点をご記入ください。

耕畜連携の取組意向	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

又は

5

エコフィードの取組意向	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

注：事業参加要件は耕畜連携やエコフィードの活用の取組に努めようとする事となっています。

6 ※確認の上口にレ点をご記入ください

環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

※直近の点検シート(様式第 1 号の 2)の写しを添付してください。

7 ※確認の上口にレ点をご記入ください

法人経営の概要の変更の有無 (法人経営のみ記入)	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

※有の場合は法人の概要(様式 1 号の 1)及びその添付書類を添付してください。

8 ※確認の上口にレ点をご記入ください

事務委託の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

※事務を委託する場合は、11、12 の欄(次ページ)をご記入ください。

9 ※確認の上、選択するいずれかの方法口にレ点をご記入ください

補てん金の交付方法		負担金の納付方法		
一括補てん (従来のスケジュール) <input type="checkbox"/>	⇒	振込 <input type="checkbox"/>	代行納付 <input type="checkbox"/>	自動引落 <input type="checkbox"/>
早期補てん (* 注 1~4 を確認) <input type="checkbox"/>	⇒	振込 <input type="checkbox"/>	代行納付 <input type="checkbox"/>	

注 1：補てん金の交付方法は、年度の途中で変更することはできません。

注 2：早期補てんは、販売確認申出書の早期提出と見込みの補てん金単価の活用により、従来のスケジュールと比べて最大で約 1 カ月補てん金の交付を早期化するものです。補てん金は、まず、見込みの補てん金単価により支払を行い、補てん金単価の確定後、見込みの単価による交付額との差額を支払います。

注 3：早期補てんを選択した場合でも、販売確認申出書の提出、生産者負担金の納付(その他負担金含む)、交付申請書の提出等必要な手続の期限が守られなかった場合や、財源が十分でない場合等、早期補てんを行えないことがあります。詳細は、別添資料 1 (P11) の「補てん金の早期支払に関する留意事項」をご確認ください。

注 4：早期補てんを選択した場合、生産者負担金納付について自動引落はできません。

注 5：負担金納付方法の「代行納付」とは、事務委託先が養豚事業者に代わって機構に納付するものです。

10 ※確認の上口にレ点をご記入ください

参加継続にあたっての確認事項等	
<p>① この確認書の内容に誤りのないこと。</p> <p>② 別添資料 2 (P12) の「個人情報の取扱い」に記載された内容</p> <p>③ 養豚経営安定対策事業実施要綱の規定に基づき事業を実施し、これに違反した場合及び虚偽の書類を申請した場合には、事業参加を取り消されることがあること。</p> <p>④ 事業実施期間終了時の養豚基金の残高は、拠出者に返還されないこと。</p> <p>⑤ 事業参加を辞退した場合及び参加を取り消された場合、養豚補てん金を受け取ることができないことまた、納付済みの生産者負担金は返還されないこと。</p> <p>⑥ 畜産関係法令その他の法令への違反等により公訴を提起された場合、速やかに機構に報告すること。</p>	
<p>上記について確認し同意しました <input type="checkbox"/></p>	

販売確認申出書 (平成 年 月分)

独立行政法人農畜産業振興機構 御中

養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の(5)の規定に基づき、当該月分の肉豚販売実績について次のとおり報告します。

平成 年度事業対象頭数： 頭、 頭、 頭、 頭

(単位：頭)

農場が所在する都道府県	販売実績頭数	事業対象肉豚頭数
合計		

- 注1：農場が所在する都道府県ごとに販売頭数及び事業対象頭数を記入してください。
- 注2：毎月、販売した頭数の中で月々の事業対象頭数を決め、この毎月の対象頭数の合計が、年間の事業対象頭数を超えた分は、事業の対象となりません。
- 注3：販売実績頭数は当該月に実際に販売した頭数を記入してください。また、販売を証する書類は、販売実績頭数分全てを送付してください。
- 注4：事業対象肉豚分については、販売日及び販売頭数等が確認できる出荷伝票、格付明細書、と畜証明書等の販売を証する書類を添付してください。

確認欄	上記の販売実績頭数には、枝肉全部廃棄、自家消費分等の事業対象外の肉豚の頭数は含まれていません。	<input type="checkbox"/>
-----	---	--------------------------

添付書類を確認の上レ点を記入してください。

平成 年 月 日

養豚事業者番号 (ID番号)

氏名 (又は法人、組織名)

印